

与野スキークラブ指導員会会則

(名 称)

第1条 本会は、与野スキークラブ指導員会(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員のスキー技術の向上を図ると共に、相互の親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スキー技術の向上に関すること
- (2) 相互の親睦を深めること
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は与野スキークラブに登録する指導員及び準指導員からなる。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 代 表 (1 名)
- (2) 幹 事 (若干名)
- (3) 会 計 (1 名)
- (4) 監 事 (1 名)

2 本会に、相談役をおくことができる。

(役員を選出)

第6条 代表・幹事・会計・監事は、総会において選出する。

2 相談役は必要に応じて幹事会において推薦するものとする。

(役員の仕事)

第7条 代表は、本会を代表し会務を処理する。

- 2 幹事は、幹事会を構成し代表の補佐をすると共に、事業の計画及び執行にあたる。
- 3 会計は、出納事務にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 相談役は会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は 2 年 と し 再任 を 妨げ ない。

(会 議)

第 9 条 本会 の 会 議 は、 総会 及 び 幹事会 と する。

- 2 総会 は、 年 1 回 開催 する、 但 し 代表 が 必要 と 認めた と き は 臨時 に 召集 する こと が できる。
- 3 幹事会 は 必要 に 応じ て 代表 が 召集 し、 開催 する。
- 4 会 議 の 議長 は、 代表 が あたる。

(経 費)

第 10 条 本会 の 運 営 に 要 する 経 費 は、 級別 テスト そ の 他 の 収入 を も っ て 充て る。

(会 計)

第 11 条 本会 の 会 計 年 度 は 与野 スキークラブ に 準ず る。

(そ の 他)

第 12 条 この 会 則 に 定め の ない 事 項 に つい て は、 総会 に 諮 っ て 定め る。

附 則 本会 則 は、 平成 8 年 10 月 01 日 から 施行 する。

- 2 本会 則 は、 平成 17 年 10 月 06 日 から 改正 施行 する。